

No.3-4

合併号 2003年6月発行

平成15年4月11日(金)第3回住民参加部会、
平成15年4月18日(金)第4回住民参加部会、
が開かれました。

CONTENTS

●第3回住民参加部会の内容	1
●第4回住民参加部会の内容	6
●第3回住民参加部会の資料より抜粋	10
●第4回住民参加部会の資料より抜粋	12
●これまで開催された会議等について	15
●住民参加部会委員リスト	16
●配付資料リスト	17
●配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ ご意見受付	18

淀川水系 流域委員会

住民参加部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>



第3回住民参加部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、一般意見の聴取反映方法に関する提言についての意見交換が行われました。その後、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料（第1稿））に関して意見交換が行われました。



第3回住民参加部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年4月11日(金) 14: 00 ~ 17: 00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：委員12名、河川管理者17名、一般傍聴者40名

1 決定事項

- ・第4回住民参加部会を4月18日(金) 14: 00 ~ 17: 00に大津市のピアザ淡海にて開催する。
- ・各委員は、4月15日(火)の午前中までに、i) 説明資料(第1稿)と、ii) 「一般意見の聴取・反映方法について(案)」(資料3) についての意見を庶務に提出する。また、ii) に記載する「関係住民」の範囲(国民全体を含めるか否か) についての意見を早めに庶務に提出する。
- ・各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について(案)」の修正版を次回部会に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。

< 主な話題 >

- ・現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。
- ・サイレントマジョリティの捉え方について
- ・公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて
- ・ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（以下、説明資料（第1稿））に関する意見交換資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料(第1稿)や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

- 「住民意見の聴取・反映に関する提言」について

< 問題提起 >

- ・この提言案の内容はまだ十分なものとはいえない。住民意見聴取についても、事案ごと、地域ごと、河川ごとに、さまざまなバリエーションが考えられる。試行錯誤を繰り返し、そのプロセスが住民自治へとつながることになる。行政と民間の協働、実践が不可欠である。（作業部会リーダー）

< 提言内容の法的な枠組み、スタンスについて >

- ・住民参加の計画策定手続きは法的な手続きに関わる部分だが、現行法に少し上乗せした実現可能性のある手続きで行うのか、それとも現行法を超越した全く新しいことを行うのか、そのスタンスを先に議論しておく必要がある。公聴会や対話集会のあり方、ファシリテータや第三者機関の位置付けにも関わってくる。
 - ワーキンググループの議論では、対話集会を議論の場として位置付け、従来型の公聴会とは異質なものとしている。これは河川法に記載されている公聴会等に含まれると考えてよいのか。
 - 河川法第16条の2項では「公聴会の開催等」と記されている。提言にある対話集会を公聴会として位置付けるならば問題はないと思われるが、そうではないならば難しいかもしれない。（河川管理者）
 - 公聴会のやりかたは、どこにも記されていない。さまざまな方法を試し、この対話集会を河川法における公聴会として位置付ければ、それを河川管理者が尊重していただけるのではないのか。
 - 河川法に従っていくのなら、全体として河川法16条2「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための必要な措置」という言葉の定義づけを行うべき。また、この中には「河川管理を住民に戻すべき」と書かれているが、河川法を越えたところで切り分けを行い、30年、40年後の長期的な視点で入れた目指すべき方向を示せば、河川管理者にとっても取り扱いやすいものになる。
 - 法律の枠の中で考えるべきではない。いかに法律を超えたことを実現するかという、未来に向けた動きが必要である。法律というものは多様な解釈が存在する。意思決定のプロセスが今後の法律を決めていくのであり、そこをきちんと明記しておくべきだ。
- この別冊提言に、そこまで期待されているとも思えない。法的に不可能であれば、河川管理者も実行できないだろう。そういう意味では、法的に可能な部分と理想を示す部分を整理し

たほうがよいのではないか。（部会長）

→法的な枠組みについては、公聴会や河川法の「必要な措置」について位置付けができれば、問題なく整理できると認識している。委員の皆さんからも意見を頂戴した上で、文章化も可能である。（作業部会リーダー）

→資料3の3ページの河川整備計画策定に向けてのフロー案の流れを、現状の行政手続きとして行えるかどうかについて、河川管理者にお伺いしたい。

→各委員には、そのあたりのことも含めて意見をお出しいただきたい。また、河川管理者には、別冊提言は、ハウツーものをお望みなのか、この種の内容でよいのか、ご意見いただきたい。（部会長）

→河川管理者の内部でも議論させていただく。（河川管理者）

・現在は、説明会、パブリックコメントなどが行われているが、法律の中で公聴会を明確に義務づけられているところはない。この提言の中で、説明会やパブリックコメントを充実させていくことが必要だろう。一方で、ワークショップという言葉がこの提言の中にはでてきていない。説明会の延長として、論点を決めて専門的な知識を誰かがきちっと説明し議論していくというワークショップは提言の中で触れておくべきであろう。その上でさらに出てくるのが公聴会である。

<対話集会の議論の対象について>

・作業部会リーダーに確認したい。整備計画に「検討する」と書かれているものについても議論の対象にするのか。

→作業部会では、“実施”されるものについてのみ議論の対象とするという意見が多かった。これは、“検討”されるものについては“実施”に移す時点で、この方式で意見を聞いて反映できるからだ。（作業部会リーダー）

・河川管理者に確認したい。一度「実施」と書いたものを、議論が紛糾したため、「検討」に変えることはあり得るのか。

→共通資料の1ページ目に、「随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである」と書いている。それが全てを語っている。

<ファシリテータ、第3者機関について>

・ファシリテータとかワークショップという言葉の扱いを決めてほしい。日本語にして、「調整役（ファシリテータ）」あるいは「まとめ役」としたい。

→「まとめ役」ではなく「進行調整役」とすべきである

→言葉の問題は、後日まとめてもよい。（部会長）

・ファシリテータを「委員以外の適任者」としているが、「委員および適任者」としてもよいのではないか。



・第三者機関の設置という新しい提言をしているが、ファシリテータが第三者としてちゃんと機能すれば、屋上屋を重ねることになるのではないかと。いたずらに時間をかけることなく十分に議論を尽くすことが可能で、誰もがわかりやすく、参加しやすい仕組みが重要であり、手続きが積み重なることは必ずしもプラスにはならない。そのような観点から第三者機関を議論すべき。

→流域委員会で検討された原案に、さらに住民意見等を聞いて計画にするのであれば、対話集会、公聴会はファシリテータのみにすべき。意見を聞いてその判断を第三者に任せるという形では対話集会は完結しないのではないかと。

・ファシリテータや第三者機関の条件を列挙してみるべきである。個人的な意見だが、ファシリテータの条件としては、異なった立場の意見の背景を構造的に理解できる人、かつ自分の意見を言いすぎない人、異なる立場の意見を引き出すコミュニケーション能力を持った人、社会的な大義を持って進行が出来る人、異なる立場の人から信頼を得ている人。そして第三者機関は、そのファシリテータの集団であることが構造的に重要である。

<公聴会、対話集会を行うタイミングとそれにける時間について>

・河川管理者が計画を策定してから、住民の意見をきくということか。

→意見を聞くための公聴会は、もっと前の計画段階からやるべきだと考えている。事案によって実施期間も回数も変わってくるだろう。（作業部会リーダー）

・資料3の3ページで、「n回実施」となっているが、お互い一步も譲らず水掛け論になるケースなど、これが無限になる可能性がある。その意味で、最終的にまとめるというファシリテータが重要となってくる。

→n回が無限になってはいけませんが、時間をかけて信頼関係を築くことにこそ、意味があるのではないかと。（部会長）

<その他>

・日本人は、サイレントマジョリティではなく多弁になる場合が多くある。多弁な中にどう入り込んでいくかがポイントではないかと。

・資料3の4ページの「地域環境」のトップにくるべきは、「経済性、つまり食べていけること」ではないかと。

・関係住民を全国民にまで広げるのは、対応上現実的でないと思われる。（河川管理者）

→日本国民なら、一人の納税者として意見を言う権利があるはずである。

→各委員は、このことについての意見を庶務に提出いただきたい。（部会長）

・住民参加は、住民と行政がよい関係を保つことができこそ初めて機能する。行政が情報公開や説明会を行っても、その場所が糾弾の場になり形骸化してしまうことも多い。経験上、単なる議論の場ではなしに、住民と行政の協働こそ重要だと思われる。その部分を強調すべきだ。

→具体的な文書で提出いただきたい。

○ 説明資料（第1項）に関する意見交換

<説明資料（第1稿）検討の論点への意見>

・「ダム」に、住民同士の連携や対話の作り方についての項目が必要である。

・「利水」に、渇水対策等における住民参加について記す必要がある。

< 説明資料（第1稿）への意見 >

- ・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。
- ・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにしてほしい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。
 - 既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。
 - 説明資料（第1稿）に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どのような施策を行うべきかを検討する」と明記してほしい。
 - 箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。
 - どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。
- ・ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。

以上



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第4回住民参加部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、住民意見の聴取反映方法に関する提言について、最終的な意見交換が行われました。



第4回住民参加部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年4月18日(金) 14:00～17:00

場 所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員13名、河川管理者16名、一般傍聴者48名

1 決定事項

- ・ 本日の議論の内容を踏まえて、部会長、部会長代理および作業部会リーダーは、資料2-1補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」を修正し、4月21日(月)の第20回委員会に提出する。
- ・ 資料2-1補足の内容について、意見のある委員は、5月7日(水)までに庶務に提出する。
- ・ 第5回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ調整する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料2-1補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、前回からの修正部分について報告がなされ、その後意見交換が行われた。

< 主な話題 >

- ・ 対話集会の位置づけ（現行法に従って開催、運営等）
- ・ 第三者機関の役割と位置づけ（第三者機関の必要性、新たな第三者機関を設置するのは時間的に可能か、第三者機関を委員会が担うべき等）権限（河川管理者に行うのは勧告か報告か等）について
- ・ ファシリテータの役割、位置づけ、名称、具体的なイメージ・人選等について（第三者機関とファシリテータの関係と役割分担、進行調整役等の名称に、人選と決定者等）
- ・ 対話集会の開催方法について（整備内容により適宜開催方法を検討すべき、テーマの設定等について）

- ・合意形成までのプロセス / 提言が主張すべき住民参加のあり方（協働型か、住民主導型か） / 整備計画の策定における住民参加の手続き（フロー） / 関係住民の定義 / 資料の再構成等について

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

- 「住民意見の聴取・反映に関する提言」について
 - < 提言全体および「3. 対話集会もしくは対話討論会（ワークショップ等）開催の必要性」について >
- 対話集会の検討内容、進め方等
 - ・現在の提言内容で、住民参加が本当に実現できるのか疑問がある。現場レベルで実用化するためのよい目安にはなるが、実行するのはまだ困難だと思われる。各地域の事情に合わせて柔軟に運用していくべきだと考える。
 - 河川管理者は、提言に対してたくさん疑問持っておられるはずである。法的に無理なことや問題点等があれば述べてほしい。（部会長）
 - 決定権を河川管理者以外に与えることになると法改正が必要となるが、今回の住民参加の提言内容は、現行法手続きの範囲内を前提とすることとなったため、法的な問題はない。提案している第三者機関を対話集会や公聴会とは違った視点で行うとすれば意味があるが、本日の提言内容では、その点がまだ不透明であり、対話集会や公聴会と第三者機関の役割分担が必要である。説明をつくし、議論をつくす場としての役割が本来ではないか。
 - 対話集会は、議決を出す場にはなじまないと判断している。（作業部会リーダー）
 - 対話集会で決着がつかない場合、賛成派と反対派双方が代替案を出し合い、それを繰り返すことによって社会的な合意形成を図るということをシステム化していく必要がある。
 - ・対話集会にはどのような人をどのくらい集めるべきなのか、その辺のイメージを教えてほしい。（河川管理者）
 - 住民の意見は多様であり、経験上、会議の場だけで解決できるものでもない。お互いを理解した上で意見をとれるような取り組みを行うには、一緒に現場で自然の保全等の活動を行っていく中でお互いを理解し、信頼関係が生まれることが重要。
 - 対話集会で集める関係住民の選定については、中立の立場である第三者が行わなければならないので、流域委員会が選定委員会を作り、選出すべきである。法的に可能な範囲で、解決スピードがあり、議論を先導していくタイプの委員会が必要だ。
 - ・4 ページのフローに委員会があるが、対話集会、ワークショップ等に委員会が関わるのか（部会長）
 - 求められれば出席する。必ずしも関わる必要はない。（作業部会リーダー）
 - 第三者機関を委員会とするのであればフローから委員会を削除した方がよい。
 - ・そもそもこの提言は総論なのか、各論なのか。総論ならば詳細がはっきりしないため、他の部会で話し合われている個別具体的な各論の問題に対応できるかどうか分からない。また、説明会と公聴会は異質なものであると認識いただきたい。
 - この提言は整備計画策定に向けての具体的な方法についての提言である。個別の事業において、これとは別のよい方法があるなら、そちらで進めてもらってもかまわないと思っている。（部会長）

- 第三者機関の役割、位置づけ、イメージ
 - ・第三者機関とは何か。流域委員会を意味するのか、別組織をつくる必要があるのか。（河川管理者）
 - 第三者機関は、流域委員会が最適であるとお考えなら、委員会が行うこともありえるが、今のメンバーで固定して考えたくはない。また、第三者機関とファシリテータが重なってはいけないという考えから、ファシリテータは委員会委員を除く適任者としている。（作業部会リーダー）
 - 第三者機関を委員会とは別の新たな組織であるとするとなら何の法的根拠にするのか問題がある。
 - "第三者機関"とせず、"委員会"とすればよい。
 - 第三者機関をこの流域委員会がやると固定する必要もない。
 - 委員会は、例えばダム問題について、ひとつの意見を出しているのであり、中立性があるとは言えない。
 - 第三者機関と委員会が別組織であるなら、第三者機関と流域委員会の議論が対立した場合に問題が生じる。これから新たに第三者機関を立ち上げるのは現実的に難しい。我々としては、流域委員会にやってもらいたいと思っている。（河川管理者）
 - 委員会の権限を現在のものから少しふくらませて河川管理者から対話集会に関する諮問を受けて、意見を述べるという形にすれば法的な仕組みとしてできるのでは。
 - 流域委員会には、2 年間の相当な議論の蓄積があるし、その分、第三者より判断能力があると思う。ここは、"委員会"と改める。（部会長）
 - ・第三者機関が河川管理者に対して行うのは報告なのか、勧告なのか。勧告であるなら法律的問題が生じるのではない。（河川管理者）
 - 第三者機関が委員会であるならば、勧告ではなく報告だろう。
 - 3（3）について、第三者機関は河川管理者に対して"勧告する"のではなく、"報告"でよい。（部会長）
 - ファシリテータの役割、人選等
 - ・第三者機関とファシリテータとの関係を整理しないといけない。
 - ファシリテータが進行役で、第三者機関が調整役という認識でよい。（作業部会リーダー）
 - ・「ファシリテータは委員以外が行う」とあるが、現実にはそれにふさわしい人は見つかるのか。
 - 河川管理者がファシリテータを選ぶとなると、その人の中立性について、住民が危惧をもつ恐れがある。（河川管理者）
 - 河川管理者がノミネートしたリストを委員会に打診するということにすればどうか。
 - 関係住民について
 - ・参考事項の「関係住民」の定義がわかりにくい。
 - スポーツ等の趣味で川を利用している人などは基本的に含まないと考えている。具体的な法的権利を持った利害関係者を想定している。
 - 少し補足説明を入れることとする。（部会長）
 - ・「関係住民」の中に、付録でよいが、"女性や子供（若者）も含める"と明記してほしい。
 - 文章にて提出いただきたい。（部会長）

< 提言がめざすべき住民参加のレベルについて >

- ・住民が主体となってやることを目指すなら、部会として、情報提供、意見による参加、パートナーシップ、住民主導型のうち、どこまでのレベルを求めるのか確認しておきたい。

- 住民が意見を述べるだけでなく、できれば住民との協働レベルにしたいと考えている。（作業部会リーダー）
- 住民主導までをメニューとして加えて提示し、個々の事業においてどの手法を用いるかは行政に判断して頂くのがよい。
- 住民主導で行うとなると、法的な問題もあり現実的に無理がある。（部会長代理）
- 住民との協働までをメニューとし、住民主導は将来の課題としてはどうか。
- 全体の整理も含め、部会長と部会長代理、作業部会リーダーの判断にお任せいただきたい。（部会長）
- このレベルについては、作業部会が提言作成にあたって参考にした資料であり、これについて議論する必要はない。（作業部会リーダー）

<「4．結果の反映方法について」、「5．『めやす』（判断基準）」について>

- ・5の判断基準の第一段階に「5）必然性」の意味がよくわからない。「公平性」にすればよいのではないか。
- 「公平性」を加えることとする。（部会長）
- ・5の判断基準の第一段階、第二段階ともに、記述順序を逆にすべきである。
- ・5判断基準の第2段階「4）費用効果」とあるが、「費用便益」に変更した方がよいのではないか。

<構成の変更について>

- ・「8.本抄で用いた用語の説明」の下段「参考事項」を提言に残すべきか。
- 8ページの「9.説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方」は、本文に必要な内容であるので、「7.意見反映の過程・結果の情報公開」の次に、9の内容を入れ、8.全体と「10.ものいわぬ大衆（いわゆるサイレントマジョリティ）からの意見聴取に関する参考資料」を参考事項として編集しなおせばよい。

<その他、表現修正等について>

- ・4ページのフロー図については、ここに明記された内容でしるべきではない。「上記のやり方、あるいは流域委員会の理念をもとにするこの内容を含むもの」としてほしい。簡略化することも含め、実際に現場でやりやすい方法をとるべきである。
- 文章にてご提出いただきたい。（部会長）
- ・2ページの3（2）「対話集会もしくは対話討論会（ワークショップ等）の考え方」についてだが、「関係住民と行政」だけではなく、「関係住民同士」も加えるべきである。
- ・5ページ3（3）開催方法と留意事項の、進行・調整役（ファシリテータ）の要件についての、「双方が信頼し、信頼できる人」ではなく、「お互い」としてほしい。
- ・参考事項の表には、出典を明記すべきである。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第3回住民参加部会の資料より抜粋

第3回住民参加部会では、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、意見交換が行われました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

なお、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」は、第4回住民参加部会、及びその後の委員会での議論を元に修正され、第21回委員会（5月16日開催）にて確定されました。

●はじめに

淀川水系流域委員会（以下、委員会という）は、国土交通省が河川法に基づいて淀川水系の河川整備計画を策定するにあたり意見を述べるとともに、関係住民の意見反映方法について意見を述べることを目的として平成13年2月に設置され、そのことを委員会規約第2条に定めている。

委員会は、約2年間にわたる検討の結果、平成15年1月17日に提言「新たな河川整備をめざして」を近畿地方整備局（以下、整備局という）に提出した。この提言の4-8「住民参加のあり方」において、「河川管理者が河川整備計画を策定するにあたり、どのように住民意見を聴取・反映すべきか」の具体的方法を別冊で提案することとした。本抄は、この課題について考察し、提案するものである。

河川法（平成9年6月4日改正）第16条の2は、河川管理者は河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。

●3．対話集会もしくは対話討論会開催の必要性

（1）提言における討議・討論

淀川水系流域委員会は、その「提言」（030117版）の4-9「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」（1）河川整備計画策定時2）住民との連携・協働のなかで、つぎのように提言している。

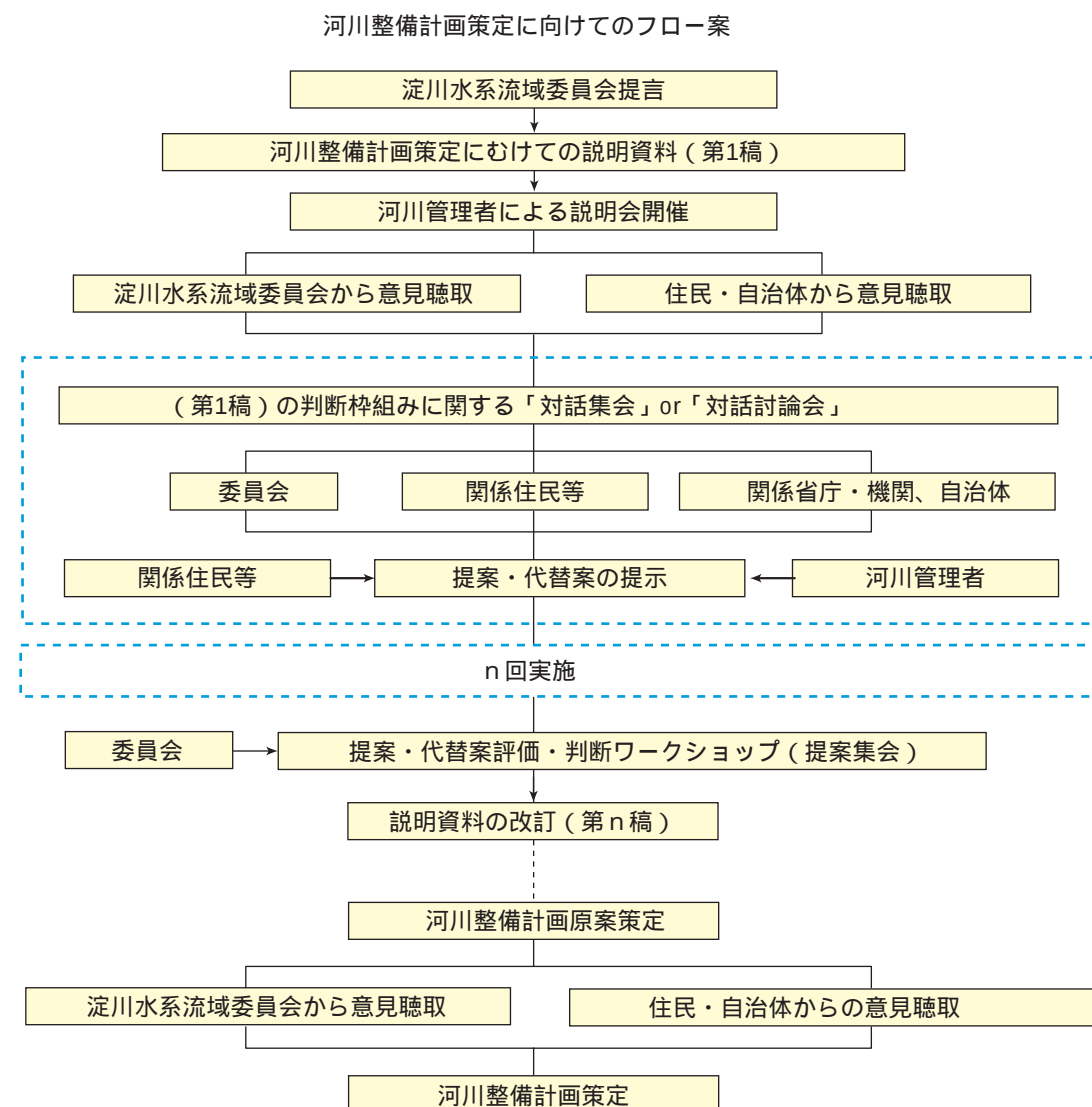
- ・（前段略）幅広く「討議」すること。
- ・（前段略）意見聴取にとどまらず、深い「討論」を行うこと。

（2）対話集会もしくは対話討論会の考え方

この提言により、整備局は、今後、（説明資料第1稿）および（内容シート第1稿）について、その中に「実施」「検討」などの判断に至る過程で行われたであろう各種検討・代替案などの説明を補充するとともに、住民、住民組織、地域組織などにわかりやすく改良した上で、住民、住民組織、地域組織等に対して説明するのみにとどまらず、これらとの「対話集会」もしくは「対話討論会」を開催し、討議、討論を行うべきである。

この「対話集会」もしくは「対話討論会」は、関係住民と行政の意見交換の場であり、進行にあたっては中立的な立場で意見の整理・調整を行う人物（いわゆるファシリテータ）を置いて行

うことが望ましい。そこでは、河川管理者が(説明資料第1稿)を作成する過程で検討されたであろう種々の案の中から、どのような考え方で「実施」を選択したか、今後関係住民等との合意形成についてどのように考え、取り組むのか、などが明らかにされ、また、関係住民等からも「実施」と選択された事業について、その利害得失を含んだ意見、提案、代替案が提出され、それらを含め、双方納得ゆくまで議論すべきである。この議論の過程と結果をどのように整備計画に反映するのかについては、どこまで議論し、反映すれば「反映した」ことになるのか、法的な、あるいは一般的な定義はないが、議論や意見交換の中での河川管理の専門家・技術者としての整備局の迅速かつ誠意ある対応により相互の信頼・安心関係を醸成することが大切である。住民や住民団体、地域組織等の意見、提案、代替案の提出に対しては、整備局は見解(書)を出し、それに対する住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返し、一定の「めやす」(判断基準)に基づいて判断し、計画に反映されるべきであるが、反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法なども関係住民等と話し合って決めることが望ましい。



第4回住民参加部会の資料より抜粋

第4回住民参加部会では、資料2-1補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」をもとに、提言の策定に向けて部会での最終的な意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

● 3. 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催の必要性

(1) 提言における討議、討論

淀川水系流域委員会は、その「提言」(030117版)の4-9「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」(1)河川整備計画策定時2)住民との連携・協働のなかで、つぎのように提言している。

- ・(前段略)幅広く「討議」すること。
- ・(前段略)意見聴取にとどまらず、深い「討論」を行うこと。

(2) 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方

この提言により、整備局は、今後、(説明資料第1稿)および(内容シート第1稿)について、その中に「実施」「検討」などの判断に至る過程で行われたであろう各種検討・代替案などの説明を補充するとともに、住民、住民組織、地域組織などにわかりやすく改良した上で、住民、住民組織、地域組織等に対して説明するのみにとどまらず、河川法第16条の2に定める「公聴会」を開催すべきである。

この公聴会は円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」とし、河川管理者と参加住民、住民組織、地域組織などが委員会と同様に公開で討議、討論を行い、議事録などは全て公開されるべきである。もちろん一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。

この円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」は、関係住民と行政の意見交換の場であり、進行にあたっては進行・調整の役割を担う人物(いわゆるファシリテータ)を置いて行うことが望ましい。この進行・調整役は、河川管理者、関係住民等から中立の立場にあり、信頼・信望があり、また、決断力、とりまとめ能力に優れた有能な人材が求められる。

そこでは、河川管理者が(説明資料第1稿)を作成する過程で検討されたであろう種々の案の中から、どのような考え方で「実施」を選択したか、今後関係住民等との合意形成についてどのように考え、取り組むのか、などが明らかにされ、また、関係住民等からも「実施」と選択された事業について、その利害得失を含んだ意見、提案、代替案が提出され、それらを含め、双方納得ゆくまで議論すべきである。

この議論の過程と結果をどのように整備計画に反映するのかについては、どこまで議論し、反映すれば「反映した」ことになるのか、法的な、あるいは一般的な定義はないが、議論や意見交換の中での河川管理の専門家・技術者としての整備局の迅速かつ誠意ある対応により相互の信頼・安心関係を醸成することが大切である。

住民や住民団体、地域組織等の意見、提案、代替案の提出に対しては、整備局は見解(書)を出し、それに対する住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返し、一定の「めやす」(判断基準)に基づいて判断し、計画に反映されるべきであるが、反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法なども関係住民等と話し合って決めることが望ましい。

⋮
(中略)

(3) 開催方法と留意事項について

- 1) 進行・調整役(ファシリテータ)として委員会委員を除く適任者を選任する。
適任者として考えられる要件
異なった意見や立場を理解できる人 コミュニケーションに長けた人
自分の意見を言わない人 社会的大義を持っている人(公平性、平等性など)
双方が信頼し、信任できる人
- 2) 「対話集会」、「対話討論会」の円卓に就く関係住民は、該当するテーマ・問題・課題毎に範囲が設定され、その範囲の中から選出される。関係住民の範囲の決定は第三者機関(委員会等)が行うのが妥当であろう。
- 3) 「対話集会」or「対話討論会」は参加・傍聴自由とする。
- 4) 結果はホームページ・文書などで全てを情報公開する

● 4. 結果の反映方法について(必要な措置としての第三者機関への諮問)

- (1) 河川管理者は、「対話集会」or「対話討論会」で聴取した意見をどのように河川整備計画に反映すべきかを第三者機関(例:委員会等)に諮問することが合理的であると考える。
- (2) 進行・調整役(ファシリテータ)は第三者機関に参加することが望ましい。
- (3) 第三者機関(例:委員会)は諮問を受けて整備局が住民・住民組織・地域組織から聴取した提案や代替案をどのように整備計画に反映すべきかを具体的に検討し、整備局に報告する。
- (4) 第三者機関(例:委員会)は検討に際して必要と認めるときは、整備局から独立して意見陳述者から直接に意見聴取を行うことができるようにすべきである。
- (5) 整備局は第三者機関(例:委員会)の報告を尊重して河川整備計画を策定する。

● 5. 「めやす」(判断基準)

聴取意見を計画(意思決定)に反映するための検討に際しては、以下に掲げる全てのめやす(判断基準)を満足しなければ採用しない、というのではなく、以下のめやす(判断基準)のできるだけ多くを充足することが望ましいが、それらのうち例えひとつでも充足すれば採用することができるよう、「提言」(030117版)の本意に則り、「余裕」を以て臨むことが大切である

[判断のための「めやす」として考えられるもの]

第1段階

- (1) 法適合性 (2) 公益性 (3) 重要性 (4) 緊急性 (5) 必然性
(6) 必要性 (7) 社会的意義 (8) 将来性・将来像(発展性)

第2段階

- (1) 技術的等可能/不可能 (2) 予算的可能/不可能 (3) 優先順位 (4) 費用/効果

第3段階

- (1) 地球環境～大循環・温暖化など。
(2) 流域環境～水循環・物質循環(窒素・リンなど)・生物多様性・連続性等
(3) 地域環境～うるおい、美しさ、快適性、くらし、産業など経済性、安全性、教育、子ども、など。

● 8. 本抄で用いた用語の説明

(1) 関係住民

ここでいう「関係住民等」とは、河川から利益や被害を受ける「川と関わりのある人」を言う。河川が多様な側面と総合的な内容を有することにより、「川に関わりのある人」は広範囲に及ぶ。これまでの河川行政において、具体的な事業計画の意見聴取や補償の対象として扱われた「関係住民」の範囲は、殆どの場合、川に漁業権など何らかの権利を有するか、もしくはその事業の実施によって直接的不利益を蒙る地権者などの「利害関係者」に限られてきた経緯がある。しかし、これは不合理であったと言わざるを得ない。説明資料第1稿の「はじめに」に掲げられた「関係住民」は、時間軸で見れば、現在世代のみではなく将来世代にも及ぶと考えべきである。また、地域軸で見れば、流域住民とそれ以外の国民も川に関わりがあると考えるべきである。

しかし、「関係住民」の概念をあまり広範に拡大することは無益であり、いたずらに混乱を招くおそれがあるので、次に掲げるような人々を「関係住民」とするのが至当である。

利害関係者

利害関係者以外の住民一般

住民組織/地域組織

流域社会構成員(当該河川の水を水道の原水として利用している住民等)

国民(納税者一般・将来世代の国民を含む)

上記 ~ のそれぞれに、さまざまな「場」で様々な「参加」の態様が考えられるので適切な対応が求められる。委員会の提言は、その「場」の一つとして、流域センター(仮称)を、「参加」の態様の一つとして、河川レンジャー(仮称)を提案しており、これらは、行政と住民とのインターフェースの役割を担うものである。

参考事項

1) 住民参加の性格による分類

性格分類	手法・メニューの例(計画の内容に応じて決まる)
A. 行政の補助、補完型 (情報提供)	・説明会 ・公聴会(聞き置き型)
B. 行政への参画型 (意見による参加)	・公聴会(討論型)
C. 協働型 (パートナーシップ)	・住民からの代替案提示(避難対策、環境対策等) ・協約・協定(契約)
D. 市民主導型	・自主管理 ・環境教育

⋮
(後略)
⋮

これまで開催された会議等について

第4回住民参加部会(平成15年4月18日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)			第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
環 境 ・ 利 用 部 会		治 水 部 会		利 水 部 会		住 民 参 加 部 会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)				
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
そ の 他	設立会	H13/2/1(木)			シンポジウム		H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)			拡大委員会		H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)			提言説明会		H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

住民参加部会委員リスト

2003.4.18現在

(五十音順、敬称略)

№	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会 環境・利用部会
2	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 利水部会
3	嘉田 由紀子 (部会長代理)	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
4	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 利水部会
5	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会
6	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 環境・利用部会
7	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	-
8	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
9	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長	淀川部会 利水部会
10	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会
11	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会
12	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会
13	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会
14	三田村 緒佐武 (部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 環境・利用部会
15	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	猪名川部会
16	山村 恒年	法律 (行政法・環境法)	弁護士 元神戸大学教授	環境・利用部会
17	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

●第3回住民参加部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		J3-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	J3-B
資料2 - 1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の 論点について（住民参加部会）	J3-C
資料2 - 1補足	「提言（030117版）」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての 説明資料（第1稿）」の比較資料	J3-D
資料2 - 2	論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容	J3-E
資料2 - 2補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び 具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）	J3-F
資料3	河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の 聴取反映方法について（案）：委員からの提供資料	J3-G
資料4	4月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	J3-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	J3-I
参考資料2 - 1	住民参加の形式分類に関する資料：山村委員からの提供資料	J3-J
参考資料2 - 2	意見聴取方法の総括と評価に関する資料：山村委員からの提供資料	J3-K
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に係る 具体的な整備内容シート（第1稿）：河川管理者からの提供資料	J3-L

●第4回住民参加部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		J4-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	J4-B
資料2 - 1	河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の 聴取反映方法について（案）	J4-C
資料2 - 1補足	河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の 聴取反映方法について（案）	J4-D
資料2 - 2	一般意見の聴取反映方法に関する意見・やりとり内容	J4-E
資料3 - 1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の 論点について（住民参加部会）	J4-F
資料3 - 2	論点に関する前回部会（4/11）までの主な意見・やりとり内容（住民参加部会）	J4-G
資料3 - 2補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び 具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）	J4-H
資料4	4月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	J4-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	J4-J
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に係る 具体的な整備内容シート（第1稿）：河川管理者からの提供資料	J4-K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。
寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■ E-mail k-kim@mri.co.jp

■ TEL 06-6341-5983

■ FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
（株）三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会

住民参加部会ニュース No.3-4

2003年6 月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06) 6341-5983 **FAX:(06) 6341-5984**

E-mail:k-kim@mri.co.jp□

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。